

固定資産税について

税務課 課税係 TEL 64-1106

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税されます。土地、家屋、償却資産につき、次の場合は税務課までお知らせください。

◆土地の用途変更など

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

◆家屋の新增築、取り壊しなど

家屋の取り壊しや、新築・増築などを行ったりした場合はお知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行ったときは、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

◆償却資産（事業用資産）の申告について

償却資産の所有者には、法令により毎年申告する義務があります。

（※前回の申告から内容が変わっていない方も申告しなければなりません）

・償却資産とは？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

（ただし、土地や家屋、自動車を除きます）

◆償却資産の対象となるもの（例）

飲食店	厨房設備 レジスター カラオケセット 冷蔵庫など
小売店	商品陳列ケース 冷蔵庫 自動販売機 冷蔵ストッカーなど
理容業・美容業	理・美容椅子 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど
医院	ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など
農業	ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など
漁業	漁船 魚群探知機 無線機 漁具など

・申告の方法

平成27年12月中旬までに申告書の送付を予定しています。平成28年度分は、平成28年2月1日（月）までに申告してください。申告書が届かない人は、お手数ですが税務課までご連絡をお願いします。

たいそう教室参加者募集 健康福祉課 ☎64-1120

フィットネス教室

日時 毎週水・金曜 19時～

場所 ふれあいプラザ

内容 筋力トレーニング

対象 エアロバイク等

参加費 40歳以上の方

担当 保健係

1クール（3ヶ月）3000円

対象 高齢者筋力トレーニング教室

日時 毎週月・火・木・金曜の

9時30分～または13時30分～

のうち2回

場所 ふれあいプラザ

内容 総合センター

対象 筋力トレーニング

参加費 エアロバイク等

対象 おおむね60歳以上の方

担当 1クール（3ヶ月）1500円

健康福祉課（☎64-1120）

※今回は平成28年1～3月の募集です。

※申し込み締め切りは12月25日（金）です。

※お問い合わせ・申し込みは

健康福祉課（☎64-1120）

各担当係まで

